

件名

特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を

定める件

金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の六第二項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の六第一項の規定による命令は、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の五第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。）に係る区分に応じ、それぞれ同表に定める内容とする。

| 経営の健全性の状況に係る区分 | | 命令の内容 |
|----------------|------------|--------------------------|
| 区分 | 連結自己資本規制比率 | |
| 非対象区分 | 百四十パーセント以上 | |
| 第一区分 | 百二十パーセント以上 | 連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき |

| | | |
|------|------------------------|--|
| | 百四十パーセント未満 | 具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令 |
| 第二区分 | 百パーセント以上 百二十パーセント未満 | 連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令 |
| 第三区分 | 百パーセント未満 | 三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止その他監督上必要な事項の命令 |

(注) 「連結自己資本規制比率」とは、特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年 月金融庁告示第 号)第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。